

平成 28 年度

事 業 計 画

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

(法人番号 1010405009403)

## 目次

平成 28 年度事業計画の方針について	1
1 プライバシーマーク制度の運用	2
(1) 審査機関等との連携による制度運用の改善	2
(2) 付与事業者の満足度の向上及び申請事業者の増加促進	2
(3) プライバシーマーク制度の認知度向上	2
(4) プライバシーマーク審査員の評価・登録	3
2 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運用	3
(1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 等における認定業務	3
(2) IT 資産マネジメントシステム (ITAMS) に関する実証調査	4
3 インターネット上のサービスや法人の信頼性 (トラスト) 向上の推進	5
(1) 法人による情報活用基盤の整備の推進	5
(2) インターネット上の情報発信者の信頼性の評価に関する新たな取組	5
(3) 標準企業コード等登録管理サービスの実施	6
4 電子署名・認証制度における指定調査機関業務の実施等	6
(1) 特定認証業務に係る指定調査機関業務の実施	6
(2) 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発	6
5 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究	6
(1) 情報政策支援に係る調査研究	6
(2) 次世代電子情報の利活用に関する調査研究	8
6 産学官連携による電子情報利活用の推進	9
(1) アドバイザリ会議	9
(2) 次世代電子情報利活用フォーラム	9
(3) g コンテンツ流通推進協議会	9
(4) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム	9
(5) アイデンティディ (ID) 連携トラストフレームワーク・コンソーシアム	10
7 個人情報保護法の改正等に伴う事業者支援の推進	10
8 国際連携及び普及広報活動	10
(1) 国際機関との連携、協力	10
(2) JIPDEC セミナー等の開催	11
(3) 事業成果等の情報発信	11

## 平成 28 年度事業計画の方針について

平成 29 年春にも全面施行が見込まれる改正個人情報保護法は、中小企業の適用除外要件の撤廃や第三者から提供される個人情報の取得経緯等の確認・保存義務付けなど個人情報の保護を強化する一方で、適切な規律の下での匿名加工情報の加工方法や個人情報の保護ルール（指針）の作成等を認めている。これに加え、平成 28 年 1 月からマイナンバーの利用が開始され、これまで個人情報保護に関心の薄かった多くの中小企業では個人情報保護体制の構築が急務になっている。同時に、パーソナルデータを利活用して新しいビジネスモデルを指向・模索する企業にとっては大きなビジネスチャンスになることが期待されている。

平成 28 年度、当協会は、このような個人情報保護の環境変化と情報マネジメントの構築に対する需要の拡大に対応するため、プライバシーマーク新規申請者向けセミナーを引き続き開催するとともに、中小企業に対して個人情報保護についての正しい理解を深めるためのセミナー等の啓発活動に関係団体と連携して全国で実施する。さらに、改正個人情報保護法の全面施行に向け産業界で検討される匿名加工データの取り扱い等の自主ルール作成について支援を行う。

また、平成 28 年度に進められる法律の全面施行に向けた政省令やガイドラインの制定、規格の改定等の動向を踏まえ、当協会はプライバシーマーク制度の運営方法・審査基準等への反映作業に着手するとともに、審査方法や審査期間等の更なる改善に努める。

一方、インターネットの世界では、IoT (Internet of Things ; モノのインターネット) や AI (人工知能)、ビッグデータの活用などが進む一方で、実在性に対する信頼性の確保やセキュリティの重要性も益々高まっている。政府では、サイバーセキュリティ基本法を平成 27 年 1 月より全面施行し、内閣にサイバーセキュリティ戦略本部を設置し、その対策を進めている。さらに、マイナンバー制度における公的個人認証の民間開放等がオンライン完結のための社会基盤整備として進められている。

このような状況を踏まえ、当協会は、ネット上で正しい個人や企業を確認する仕組みとして「JCAN 証明書」、「サイバー法人台帳 ROBINS」を推進してきた安信簡情報環境推進部をインターネットトラストセンターに組織替えをして、一層の普及拡大を図る。また、公的個人認証サービスを用いた本人確認と民間事業者のアプリケーション間のアイデンティティ連携によるオンライン完結サービスの実現に取り組む。さらに、国際規格に基づく情報セキュリティマネジメントの認定制度については、グローバルな事業展開の増加に鑑み、国際相互承認 (MLA) 等を推進する。

IoT・AI については、昨年 10 月に発足した「IoT 推進ラボ」の運営等を通じ具体的プロジェクトの発掘・選定等や規制改革・制度形成等の環境整備を支援する。

## 1 プライバシーマーク制度の運用

日本工業規格 JIS Q 15001 (個人情報保護マネジメントシステム—要求事項) を審査基準として、平成 10 年 4 月から運用を開始したプライバシーマーク制度は、平成 28 年 2 月末現在、プライバシーマーク付与事業者 (以下、「付与事業者」という。) の有効事業者数が 14,690 社に達し、わが国の個人情報保護の推進に重要な役割を果たす制度として認知され、海外からも注目を集めるに至っている。

一方で、制度開始から 18 年を経て、マイナンバー制度や個人情報保護法の改正などの環境面の変化に柔軟に対応できる体制への強化は急務であると認識している。また、審査方法や審査期間についても見直しを図り事業者の様々な要請に応える体制を整備し、次の活動を通じて、プライバシーマーク制度の適正な運営を行う。

### (1) 審査機関等との連携による制度運用の改善

プライバシーマーク指定審査機関 18 機関及びプライバシーマーク指定研修機関 3 機関と連絡会等の開催などを通じ相互に協力しながら、事務局、苦情相談・事故対応、審査及び研修の各々に関する体制の整備・充実など、全工程に係る業務効率と信頼性の向上を目標に制度運用の改善に取り組む。特に、平成 28 年度は改正個人情報保護法の成立を受け、全面施行に向けた政省令・ガイドラインの整備及び JIS の改訂作業も予定されており、これに対応してプライバシーマーク制度審査基準への反映作業にも着手する。これらの活動は、各審査機関等とも連携して実施し、制度の安定運営の実現に注力する。

### (2) 付与事業者の満足度の向上及び申請事業者の増加促進

審査業務の効率化など制度運営に関する不断の見直しを行うとともに、付与事業者に対する「JIPDEC プライバシーマークフォーラム」や研修会、セミナーの開催に加え、ホームページ等の広報面の充実を図ることで個人情報保護マネジメントシステム (PMS) 運用等に資する情報の発信と提供の強化を図り、付与事業者の満足度向上に努める。

特に、マイナンバー制度や法改正の動向によって社会全体に個人情報保護への関心が一層高まっていることを受け、各種対策の事例や具体的な管理策等を積極的に情報発信する。とりわけマイナンバー制度については事業者から対応策を求めるニーズが顕在化しており、普及上の最重点テーマと位置付けて広報コンテンツを充実させるとともに、柔軟な審査サービス対応の拡充も視野に入れた活動を行う。これらの活動を通じ、付与事業者の満足度向上と更新率の維持・向上の促進及び新規事業者の申請促進を図り、プライバシーマーク制度の一層の定着、普及拡大に努める。

### (3) プライバシーマーク制度の認知度向上

プライバシーマーク制度のホームページの充実を図るほか、プライバシーマーク申請予定事業者に対する構築から運用に係るセミナーと PMS 構築相談室による個別相談対応の両輪で事業者の新規申請促進に向けた活動を拡充し、プライバシーマーク制度の正しい理解と PMS 構築運用支援に取り組むほか、経済団体及び消費者団体等関係機関や地方自治体等が主催するセミナー等への講師派遣、指定審査機関とタイアップしたセミナー企画等を行う。一方、一般消費者の制度への認知度向上については、市場調査結果をパブリシティに活用するリサーチ PR の手法に加え、各種メディアでプライバシーマークの存在をアピールする広報を積極的に実施する。

このため平成 28 年度は、事業者向けにはより新規申請を動機付ける具体策を、消費者向けには

幅広い領域で制度の存在を印象付ける策を講じることで、質・量ともに充実した認知度向上に取り組む。

#### (4) プライバシーマーク審査員の評価・登録

プライバシーマーク審査員（以下、「審査員」という。）の質的向上と審査レベルの均質化を目的とするプライバシーマーク審査員登録制度については、平成 28 年度も引き続き、「初回登録申請」「更新登録申請」「格上登録申請」などの評価、登録業務を円滑に実施する。

審査員の登録者総数は、平成 28 年 2 月末現在、主任審査員 329 名、審査員 269 名、審査員補 659 名で、合計 1,257 名である。年々増加はしているものの、プライバシーマーク制度の将来を考慮して継続的な増加策を図るべく、平成 28 年度は審査員の安定確保を目的に指定審査機関と協働した審査員募集に関する説明会を開催する等、積極的な新規の審査員獲得に向けた施策を実施する。

## 2 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運用

近年、高度化・複雑化するサイバー攻撃の激化や企業等からの情報漏洩事件などを背景にして、組織における情報セキュリティ等に係るマネジメントシステムに対する期待は高まっている。このため、当該分野の認定機関としての業務及び普及啓発活動に一層注力するとともに、国際的な認定機関間のフォーラム活動に積極的に参加し、わが国の情報セキュリティ分野での底上げを図る。また、グローバルな事業展開の増加に鑑み、国際相互承認（MLA）等を推進する。

### (1) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等における認定業務

わが国産業界等への情報セキュリティマネジメントの定着及びその向上のため、ISMS、ITSMS、BCMS 及び CSMS の各マネジメントシステム適合性評価制度における認定機関として、国際規格に基づいて認証機関の認定を実施する。併せて、各制度に関連する調査や、制度の普及促進を図るためのユーザーズガイドの策定・配布、マネジメントシステム規格の解説、関連情報の提供などを目的とするセミナー開催等の啓発活動を実施する。さらに、情報マネジメントシステムに関する国際標準化活動への参画や PAC/IAF（太平洋認定協力機構/国際認定フォーラム）における国際相互承認協定（MLA）への加盟に取り組む。

#### ① ISMS 適合性評価制度における認定

ISMS（Information Security Management System）適合性評価制度は、企業、組織における情報セキュリティを継続的に維持、向上させることを目的としている。国際規格 ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）及び ISO/IEC 27006（マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項）をベースに制度を運営しており、ISMS 認証審査を行う「認証機関」を 26 機関、「ISMS 要員認証機関」1 機関を認定している。また、ISMS 認証取得組織数は 4,803 となっている（平成 28 年 2 月末現在）。

平成 28 年度は、引き続き認定した認証機関の認定審査（更新、サーベイランス、特別）、登録業務を実施するとともに、改訂版 ISO/IEC 27006 の発行に伴う認定基準の差分に対する移行措置を実施する。

さらに、クラウドサービスのセキュリティに関する国際規格である ISO/IEC 27017:2015 を ISMS 認証の追加要求事項とするアドオン認証の認定を開始する。

## ② ITSMS 適合性評価制度における認定

ITSMS (Information Technology Service Management System) 適合性評価制度は、企業、組織における IT サービス運用管理の品質を継続的に維持、向上させることを目的としている。国際規格 ISO/IEC 20000-1 (JIS Q 20000-1) 及び ISO/IEC 27006 をベースに制度を運営しており、8 認証機関を認定している。また、ITSMS 認証取得組織数は 199 となっている (平成 28 年 2 月末現在)。

平成 28 年度は引き続き、認定した認証機関の認定審査、登録業務を実施するとともに、改訂版 ISO/IEC 27006 の発行に伴う認定基準の差分に対する移行措置を実施する。

## ③ BCMS 適合性評価制度における認定

BCMS (Business Continuity Management System) 適合性評価制度は、企業、組織における事業継続能力を継続的に維持、向上させることを目的としている。国際規格 ISO 22301 (JIS Q 22301) 及び ISO/IEC 27006 をベースに制度を運営しており、6 認証機関を認定している。また、BCMS 認証取得組織数は 86 となっている (平成 28 年 2 月末現在)。

平成 28 年度は引き続き、新規の申請機関及び認定した認証機関の認定審査、登録業務を実施するとともに、改訂版 ISO/IEC 27006 の発行に伴う認定基準の差分に対する移行措置を実施する。

## ④ CSMS 適合性評価制度における認定

CSMS (Cyber Security Management System) 適合性評価制度は、企業、組織における制御システムのセキュリティを継続的に維持、向上させることを目的としている。国際規格 IEC 62443-2-1 (組織に対するセキュリティマネジメントシステムの要求事項) 及び ISO/IEC 27006 をベースに制度を運営しており、2 認証機関を認定している。また、CSMS 認証取得組織数は 2 となっている (平成 28 年 2 月末現在)。

平成 28 年度は引き続き、認定した認証機関の認定審査、登録業務を実施するとともに、改訂版 ISO/IEC 27006 の発行に伴う認定基準の差分に対する移行措置を実施する。

さらに、重要インフラ事業者を対象とした制御システムのセキュリティ向上に向けた普及啓発活動を展開し、認証機関及び取得組織の数の増加を図る。

## (2) IT 資産マネジメントシステム (ITAMS) に関する実証調査

IT 資産管理 (ITAM) は、企業、組織における IT サービスの品質向上や情報セキュリティの強化に有効であり、ビジネスリスク管理及び IT サービスや IT 資産に関するコスト管理を促進するものとして、これまで調査及び普及啓発を行ってきた。平成 28 年度は、その最終年度として、ITAMS を促進するための普及啓発活動を引き続き実施するとともに、国際規格案 (ISO/IEC 19770-1:20xx) の作成に取り組む。

### 3 インターネット上のサービスや法人の信頼性（トラスト）向上の推進

従来の安信簡情報環境整備事業の成果を踏まえ、近年急速にニーズが高まっている電子契約サービスや中小企業のインターネットを通じた情報発信等を支援するとともに、社会問題となっているインターネット上のなりすまし対策に貢献するため、インターネット上のサービスの信頼性の向上や法人の実在性確認のための基盤等を整備する。

#### (1) 法人による情報活用基盤の整備の推進

##### ① JCAN 証明書の普及拡大

「JCAN 証明書」は、主に企業内個人を対象として発行するビジネス用途の電子証明書である。平成 24 年 1 月の事業開始以来、JCAN 証明書を利用するサービスの拡大を図っており、電子契約を中心に、平成 27 年度は 37 社、52 アプリケーションサービス（いずれも平成 28 年 2 月末現在）で利用されている。

平成 28 年度は、引き続き電子契約市場の拡大に注力するとともに、クライアント認証や PDF 署名のための JCAN 証明書の普及にも取り組む。また、現在サービスごとに発行されている JCAN 証明書を複数のサービスでも利用できるようにするための認証連携の仕組みを検討する。さらに、JCAN 証明書に ROBINS キーを記載し、JCAN 証明書を利用するアプリケーションでの ROBINS 情報の表示を可能とする方法を検討する。

##### ② サイバー法人台帳 ROBINS の普及拡大

「サイバー法人台帳 ROBINS」は、企業の実在性や属性情報（例えば、ホームページの URL、メールアドレス等）の確認を容易に行うことができるデータベースであり、インターネット上の法人情報の起点（トラストアンカー）を目指している。平成 25 年 7 月の本格運用開始以降、行政書士や社会保険労務士等の資格者による第三者確認済みの法人情報を掲載するとともに、平成 27 年 12 月、国税庁が公表する法人番号関連情報をインポートし、既存のデータとの名寄せの上で公開する等その知名度向上や掲載情報の充実に取り組んできた。

平成 28 年度は、全国社会保険労務士会連合会が進める「経営労務診断サービス」との連携を一層強化するとともに、日本行政書士会連合会等との連携も進め、中小企業向けのポータルサイトへの ROBINS の活用を促進する。

#### (2) インターネット上の情報発信者の信頼性の評価に関する新たな取組

インターネット上の情報発信者の信頼性（トラスト）を評価する仕組みを検討する。既に取り組んでいる、なりすましメール防止「安心マーク」に加えて、Web サイト運営者、電子文書へのデジタル署名者等の真正性を保証することが重要である。また、インターネットに様々な"モノ"が接続される IoT (Internet of Things) においては、通信データの真正性の確保及び改ざんの防止が欠かせない。今後普及が期待される各種のインターネットサービスのうち、高い信頼性が求められるものについては、トラストサービスプロバイダ (Trust Service Provider) としての評価の枠組みに関する検討を行う。

このため、関係する事業者、団体、学識経験者等と連携し協力する体制（インターネットトラストグループ(仮称)）を整備し、上記の仕組みの実現に向けた活動に取り組む。また、Web サイト等による情報発信を行うとともに、なりすまし対策や法人番号の利活用に資するイベントを開催して、幅広い普及啓発に取り組む。

### (3) 標準企業コード等登録管理サービスの実施

平成元年4月からEDI(電子データ交換)に利用する「標準企業コード」の登録・管理を実施し、平成2年11月からはJISC(工業標準調査会)から移管されたOSI(開放型システム間相互接続)による通信で共通に認識しなければならないオブジェクトに対して識別子を付与する業務を実施している。現在、標準企業コードは26,621社、OSIオブジェクトは124社(いずれも平成28年2月末現在)の企業に利用されている。平成28年度は、引き続きサービス品質の向上に努めつつ、これらの登録・管理を実施する。

## 4 電子署名・認証制度における指定調査機関業務の実施等

「電子署名及び認証業務に関する法律」(以下、「電子署名法」という。)に基づく指定調査機関としての業務等を着実に実施する。

### (1) 特定認証業務に係る指定調査機関業務の実施

当協会は電子署名法の主務大臣(法務省、総務省、経済産業省)から特定認証業務の認定に係る指定調査機関として指定されている。国が認定する特定認証業務12業務(平成28年2月末日現在)について、引き続き電子署名法で定める設備要件、利用者の真偽確認に関する要件、業務運用要件等への適合性に関する調査を実施し、その結果を主務大臣に通知する。

### (2) 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発(国庫委託事業)

特定認証業務の調査機関として蓄積された専門的知見等を基に、特定認証業務を行う者及びその利用者等からの問い合わせ、相談等による情報の提供、助言、その他の援助を行うほか、電子署名に関する正しい理解を深めるため、Web等による情報の提供を行う。

また、電子署名法の認定に係る基準とその運用に関する課題など、当該制度運用の向上に資する検討を実施する。

## 5 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究

「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)をはじめ、電子情報の利活用に関する施策が活発に推進されている。マイナンバー制度における利用促進、オンライン完結した社会の実現、IOT・AI・ビッグデータ等が推進されているが、その推進にあたってはパーソナルデータの保護と利用に係る制度検討等も不可欠である。当協会では、それらの検討に積極的に関与し、具体化を支援するとともに、国際標準化・規格化の推進を行う。

### (1) 情報政策支援に係る調査研究

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)等関係府省が掲げる情報政策のうち、主にパーソナルデータの保護と利活用に関する事業、公共データの開放、G空間情報(地理空間情報や、位置や時間を付与された電子情報の総称)事業を中心に政府の政策実施を支援しつつ、必要となる基盤整備、制度整備等を推進する。具体的には、以下の事業を実施する。

#### ① IoT・ビッグデータ・AIに関連する調査研究(国庫委託事業)

IoT、ビッグデータ、AI(人工知能)は、先進国を中心とした産業空洞化等の課題の解決や、新



たサービスや産業の創出に向けて不可欠な要素となっている。社会課題解決や産業創出に向け具体化を進めるためには、様々な業種・業界を横断的に束ね企業間・業界間連携を容易にすることが必要である。本事業では、企業・業界の枠を超えて産学官での利活用を促進するため、平成 27 年 10 月 23 日に民間主導の組織として、経済産業省と総務省が連携して「IoT 推進コンソーシアム」の中に発足した「IoT 推進ラボ」の事務局運営等を推進する。また、その推進にあたっては、成長性・先導性・波及性・社会性の観点から、IoT 等の具体的実装を目指したプロジェクトを発掘・選定・企業連携等の面から支援することや、社会基盤として具体化するために必要となる規制改革・制度形成等の環境整備の推進に留意する。

## ② IT 利活用を推進するためのアイデンティティ連携調査研究（国庫委託事業）

「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、「官民のオンラインサービス（e-Tax、ねんきんネット、その他民間サービス等）のシームレスな連携を可能とするため、利便性の向上とセキュリティの確保のバランスがとれた認証機能や認証連携の仕組みを検討・構築する」ことを目指している。また、「国家再興戦略」においても、マイナポータルに収集される情報の活用やマイナンバー制度の利活用等についても検討を開始することが謳われている。この実現にあたっては、国民が自身の情報の受渡や、利用状況を把握できる環境（自己情報コントロール）が重要になることから、具体化に向けて具備する要件や、なりすまし対策等の安全性確保などの検討が必要である。

上記を踏まえ、マイナンバー制度に基づく公的個人認証サービスの民間開放等による本人確認によって、民間事業者のアプリケーション等とアイデンティティ連携や認証連携を行うことで、オンライン完結されたサービスの実現とその活用の拡大について調査研究を行う。

## ③ 森林情報高度利活用開発事業のうち森林クラウドシステム標準化事業（国庫補助事業）

日本の国土（3779 万 ha）のうち森林は約 66%（2510 万 ha）を占めている。一方で、木材輸入自由化以降、国内木材の利用が減少し、就業者の高齢化等に伴う森林の荒廃が目立っており、都道府県が作成する「地域森林計画」、市町村が作成する「市町村森林整備計画」及び森林所有者が作成する「森林経営計画」を森林 GIS により連携し、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくことが求められている。本事業では、森林の最適化や関連する分野における利活用を推進するため、地方自治体（都道府県、市町村）及び森林組合等が保有する森林情報のうち、森林情報に含まれる個人情報の取り扱いを整理し、現状の把握とその改善や解決の方向性を取りまとめる。

## ④ ICT まち・ひと・しごと創生事業の推進

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、ICT の一層の利活用により、農業、医療、教育、防災など各分野で地域が直面する課題を解決し、各地域の産業や行政の効率化、生産性向上を通じて地域の活性化を図ることを目指している。林業などの第一次産業においても、クラウド、センサーなどの技術を活用し、効率化・付加価値向上に寄与することが期待されている。本事業では、森林 ICT プラットフォームの構築や普及において、森林情報等（森林所有者情報を含む）の行政（市町村）と民間事業者（林業事業者等）間の情報の保護と適切な利活用に関わる手法について調査し、プラットフォーム構築におけるセキュリティ要件を整理するとともに、個人情報の保護と利活用に関し具体的に推進する。

## ⑤ 番号法対応支援サービスの実施

当協会では、平成 26 年度より、当協会が蓄積するプライバシーマーク制度及び情報セキュリテ

イマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の審査に係る知見を活かし、番号法において個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）を取り扱う地方自治体等に義務付けられた特定個人情報保護評価（以下、「PIA」という。）の実施を支援している。平成 28 年度は、引き続き地方自治体への番号法 PIA 支援サービスの提供を行う。また、民間事業者等についても、個人情報保護法の改正対応を含め、個人番号対応について、日本商工会議所等の関係団体とも連携し、マネジメントシステム等対応策を提案する全国的な普及啓発活動を行う。

#### ⑥ G 空間情報やオープンデータ等の利活用に関する調査研究（国庫委託事業）

地理空間情報活用推進基本法に基づき、政府では地理空間情報活用推進基本計画を作成し、具体的な行動計画や目標を定め、基盤整備等を推進している。現在の基本計画は、平成 28 年までの行動計画が定められているが、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、G 空間情報（地理空間情報や、位置や時間を付与された電子情報の総称）を利用するための情報基盤の整備に対する期待が高まっていることから、次期の基本計画の策定が急務になっている。また、産業界では、今後の人口減少等の社会課題の対応に向けた国土形成に対応した電子情報利活用の基盤整備（G 空間情報活用技術やデータ取り扱いに関する制度整備等を含む）についての課題意識も大きく、その中には社会基盤として整備し解決すべきものも多く、中長期の対応が必要である。本事業では、G 空間について、中長期の観点で技術的・制度的に必要となる措置（技術開発、実証、制度検討等）について、調査研究を行う。

#### ⑦ 測位情報の信頼性評価に関する調査研究及び国際標準化の推進

様々な情報に「場所（屋内外を問わない）、時間」を付与すると一意になることから、データ利活用において測位技術は重要な要素である。また、測位情報を利用したサービス（LBS : Location Based Services）は、ナビゲーションなどのコンシューマー向けサービスをはじめ介護やヘルスケア分野、また自動運転・機器の制御など IoT 分野など多岐に渡っている。経済成長のためには、この分野の国際競争力をさらに強化することが重要である。本事業では、測位情報の信頼性に係る定量的な評価指標について、実サービスにおける適用性検証を行い、関係事業者のグローバル展開を支援するために国際標準化を推進する。これによって、測位情報の信頼性の評価軸が定められ、提供されるサービスによって最適な測位情報を利用できる環境を整備する。

### (2) 次世代電子情報の利活用に関する調査研究

2019 年ラグビーワールドカップや、2020 年東京オリンピック・パラリンピックが予定されており、産業界でも様々なサービス等の検討が進められている。一方で、それらの国際的なイベント以降のわが国は、人口減少等を通じての労働力の確保や、地域の活性化などが課題になっていく。多くの課題解決を迫られるわが国において、成熟社会における情報経済の観点から、電子情報の利活用等において基盤整備等が必要となる要素を整理することが重要である。本事業では、これらの最新の国内外動向を把握しつつ、技術・市場・制度のそれぞれの観点から調査研究を推進する。

#### ① パーソナルデータに係る制度や標準化に関する調査研究及び G 空間情報に関する国際標準化の推進

海外におけるパーソナルデータに関する検討状況等を整理し、今後、検討が必要な事項等を産業界や関係府省に対して提案を行う。また、併せて、ISO/IEC JTC1（国際標準化を行う ISO と IEC の合同委員会）SC27/WG5 におけるアイデンティティ管理とプライバシー技術の標準化や、同作業部会で策定された ISO/IEC 29100 Privacy Framework の日本工業規格（JIS）化を推進する。さ

らに、G 空間情報に関しては、ISO/TC211 において測位情報の信頼性評価の標準化（前記）のほか、「PI-2」の標準化を推進する。

## ② データの利活用推進

パーソナルデータ、オープンデータ、ビッグデータ等のデータ利用を巡る政府、事業者の取組や、国際的な動向を調査・把握し、政策提案やその具体化支援を行うとともに、Web メディア等と連携してデータの安全な取り扱いと利活用に係るバランスが取れた議論がなされるように情報発信に努める。

## 6 産学官連携による電子情報利活用の推進

改正個人情報保護法の全面施行に向けた匿名加工情報の取り扱いルールを検討や、新たな電子情報の利活用について産業界と議論する場として、事業プログラム制度に基づき、コンソーシアムを設置する。

### (1) アドバイザリ会議

産学官の様々な分野の有識者による意見交換の場として「アドバイザリ会議」を引き続き設置し、当協会が実施している各種事業や今後取り組むべき課題について議論を行う。

### (2) 次世代電子情報利活用フォーラム

当協会の事業プログラム制度に参加する企業や賛助会員など、多様な業種にわたる企業の参加を得て、新たな電子情報の利活用に関する検討を行っている。平成 28 年度は、IoT などのデータ利活用、個人情報保護法改正や個人番号導入への事業者対応等、産業界に影響があり関心の高いテーマを設定して意見交換を行うとともに、必要に応じて調査研究を行う。

### (3) g コンテンツ流通推進協議会

G 空間情報を含むコンテンツ（g コンテンツ）の流通環境整備に関心を有する企業等の声をまとめ、「地理空間情報活用推進基本計画」等の地理空間情報に係る政策や「世界最先端 IT 国家創造宣言」などの政策の推進に関する提案を積極的に行うほか、会員間の情報交流、調査研究、また G 空間 EXPO2016 やアイデアソン、ハッカソン等の地理空間情報関連行事への参加や協力など普及啓発活動を行う。また、政府が策定する戦略等に関する意見交換会を随時実施し、産官交流を促進するなど産業界からの意見の集約、発信を行う。

### (4) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム

プライバシーに配慮しつつパーソナルデータを安心・安全に利活用するサービスの振興に関心を有する企業等の声をまとめ、パーソナルデータの処理方法や制度整備に関する検討を行うとともに、政策提案や普及啓発活動を行う。また、認定個人情報保護団体と連携しつつ、匿名加工情報の作成方法等にかかる自主規制ルール作りを推進する。その他、関係団体と連携し、個人情報保護法改正や個人番号導入への対応等に関する意見交換を行い、意見集約と発信を行う。

## (5) アイデンティティ (ID) 連携トラストフレームワーク・コンソーシアム

プライバシーに配慮しつつ本人同意に基づいたパーソナルデータの事業者間連携・利活用を行い、オンライン完結社会を実現する仕組みである ID 連携トラストフレームワークの整備推進に関心を有する企業等で組織する ID 連携トラストフレームワーク・コンソーシアムを設置し、トラストフレームワークを整備し普及していく上での諸課題について調査検討を行うとともに普及啓発活動を行う。

以上のほか、システム監査学会事務局業務など民間活動の運営に引き続き協力する。

## 7 個人情報保護法の改正等に伴う事業者支援の推進

改正された個人情報保護法では、認定個人情報保護団体が匿名加工情報の作成方法等に係る個人情報保護指針の作成を行うこととしている。従来から当協会は認定個人情報保護団体として、対象事業者（平成 28 年 2 月末現在 10,174 社）に対し苦情処理、情報提供等の業務を行ってきたが、保護法が本格施行された後にかかる個人情報保護指針の作成に積極的に取り組むため、前述の次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム等と連携しつつ事前の検討を行う。

また、経済産業省は、平成 26 年 4 月のアジア太平洋経済協力 (APEC) の越境プライバシールール (CBPR) システムへの参加承認を受け、平成 26 年 6 月に「認定個人情報保護団体の認定の申請等の手続についての指針」を改正し、認定個人情報保護団体の業務に CBPR システムの認証機関であるアカウントビリティ・エージェント (AA) の業務を追加した。

当協会は、経済産業省に AA としての申請を行い、平成 28 年 1 月に承認されたことから、APEC 域内エコノミー間のデータ移転を行う事業者等を対象に CBPR システムの認証事業を行う。

## 8 国際連携及び普及広報活動

パーソナルデータ等に係る制度検討は国際的に行われており、事業活動がグローバル化した今日では、それらの検討状況を鑑みた上での対応が求められる。その点から、パーソナルデータ等の制度検討を行う海外機関との接点を確保し、国内へフィードバックすることによって、対策の検討等に貢献する。

また、協会のブランド力強化や事業に対する社会ニーズ醸成に資する PR 活動及び事業成果等に関する情報発信を併せて実施する。

### (1) 国際機関との連携、協力

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する国際標準化活動 (ISO/IEC JTC1/SC27) に積極的に参加するほか、EU (欧州連合) の個人データ保護指令の改正状況 (個人データ保護規則 (案)) に関する情報把握に努めるなど、海外での個人情報保護に関連する認証制度及び運営機関の動向を把握し、プライバシーマーク制度への影響や今後の対応を検討する。また、日付時刻の表記等の国際標準化検討について、ISO/TC154 国内審議団体としてこれに協力する。さらに、適合性評価制度の認定機関の集まりである PAC/IAF (太平洋認定協力機構/国際認定フォーラム) (再掲) のメンバー組織としての活動を含め、国際的な連携、協力を積極的に展開する。

## (2) JIPDEC セミナー等の開催

協会の賛助会員など次世代電子情報利活用フォーラムに参加する企業、団体を主な対象に、セミナー、情報交流会などを開催するほか時宜に適したテーマを選定しタイムリーに講演会を実施する。

## (3) 事業成果等の情報発信

協会ホームページを通じての活動状況などの情報発信に加え、情報分野で比較的使用ニーズの高い統計データや最新の調査データを編集して JIPDEC IT Report や調査レポートとして提供する。このほか、JIPDEC インフォメーション（毎月 25 日頃配信）やニュースリリースによる事業活動のタイムリーな公表、事業成果等の関連情報の提供等の情報発信を通じて協会の活動状況や成果の周知に努める。

特に、平成 28 年度では、個人情報保護法の改正、個人番号及び法人番号の利用開始により、個人情報保護に対する企業、消費者の関心が一層高まることが期待されることから、その啓発と企業における取組支援に資する情報提供を行う。